

# 令和2年度「みやざき材の家」県産材消費緊急支援事業 応募要領

## 《 住宅リフォーム部門 》

令和2年 9月 4日

改訂 令和2年10月30日

宮崎県木材協同組合連合会

### 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の今後の動きが見えない状況が続く中、一般消費者の消費マインドが低下し、現状のままでは、住宅購入への動きが期待できないことから、県産材を使用した住宅のPRと一般消費者の購買意欲を後押しする木造住宅建設等への支援を実施し、木材需要の回復・拡大と併せて地域経済の復興を図る。

### 2 用語の定義

本事業において使用する用語を下記の通り定義する

県産材 ……県内の製材工場で国産材を加工した製材品をいう

合法木材 ……森林関係の法令に基づき合法的に伐採された木材と、その木材から加工した製品をいう

### 3 事業の内容

#### 3-1 住宅リフォーム支援

住宅の増築、改築、修繕、模様替え(以下「リフォーム」という。)を行う施主様に対して、県産材の購入およびその設置(以下「木工事」という。)に要する経費について支援する。

(1) 申請および報告者 : 施主様

(2) 補助対象者の決定方法

予算の範囲内において、申請書の先着順により決定する。

(3) 支援の内容

リフォーム工事のうち、木工事に係る経費の3分の1以内かつ、10万円を上限とし現金を補助する。(消費税は対象外)

対象となる木工事の経費は以下の通りとする。

(ア) 材料費(県産材であることが証明できるものに限る。)

(イ) 設置工事費(上記(ア)に係るものに限る。)

(ウ) 養生費(上記(イ)に係るものに限る。)

(エ) 仮設工事費(上記(イ)に係るものに限る。)

(4) 支援の条件

(ア) 県内に所在する、自らが居住する住宅のリフォームを行うこと。

(木造以外の戸建て住宅や、マンション等も対象となります。)

- (イ) 施工業者と住宅リフォーム工事の請負契約を締結済であること。
- (ウ) 補助事業交付決定日以降に、木材を使った工事に着手すること。
- (エ) 令和3年3月15日(月)までに補助対象となるリフォーム工事を完了し報告すること。
- (オ) 木工事に係る総木材使用量の80%以上に、宮崎県産合法木材を使用すること。

### 3-2 事業の期間

- (1) 事業の申請受付 令和2年9月4日(金)から
- (2) 事業の報告 令和3年3月15日(月)まで

## 4 申請・実施・報告の方法

### 4-1 申請

次に定める書類等を宮崎県木材協同組合連合会へ郵送または持参すること。

- (1) 様式第6号 申請書
- (2) 様式第7号 事業計画書
- (3) 様式第8号 収支予算(決算)書
- (4) 様式第9号 対象住宅の詳細に関する証明書
- (5) 補助対象工事の明細見積書の写し
- (6) リフォーム工事契約書の写し(申請者及び施工業者の氏名、住所、工事内訳、対象物件の所在地等の物件を特定できるもの)
- (7) 図面の写し(リフォームした箇所が写っている工事前後の写真)
- (8) 住民票(申請者本人のみで可)

### 4-2 実施

宮崎県木材協同組合連合会が発行する補助金交付決定通知を受け取った後に、リフォーム工事に着工すること。

工事の状況がわかるよう、定点から施工前・施工後の写真を撮影すること。

### 4-3 実績報告

木材を使ったリフォーム工事完了後、2週間以内に次に定める書類等を宮崎県木材協同組合連合会へ郵送または持参すること。

- (1) 様式第8号 収支予算(決算)書
- (2) 様式第10号 補助事業実績報告書
- (3) 様式第11号 事業実績書
- (4) 様式第12号 補助対象工事完了証明書
- (5) 様式第13号 県産材等使用証明書
- (6) 写真(補助対象リフォームの全体と木材利用状況が分かるもの)
- (7) 補助対象工事の請求書の写し(施主様への請求書の写し)

## 5 補助金の交付について

実績報告後に宮崎県木材協同組合連合会が発行する補助金交付確定通知を受け取った後、2週間以内に次の書類を宮崎県木材協同組合連合会に提出し補助金の請求をおこなう。

様式第14号 補助金請求書

## 6 書類の提出部数

宮崎県木材協同組合連合会に提出する書類の部数は、それぞれ2部とする。

## 7 事業完了後の対応について

### 7-1 現地の確認

本事業の対象物件は、必要に応じ現地の確認をさせていただくことがあります。

### 7-2 PR への協力

本事業の対象物件は、木材および木材を活用したリフォーム事例のPRの為、写真をインターネットやパンフレット等で公開させていただくことがあります。(プライバシーには配慮いたします。)

## 8 問合せ先・応募書類の送付先

本事業に関する問合せ先及び申請書類の送付先は次のとおりです。

〒880-0805

宮崎市橘通東1丁目8番11号TOKIWA25ビル5階B

宮崎県木材協同組合連合会 担当者 佃(つくだ)

TEL0985-24-3400FAX0985-27-3590

メール tsukuda@miyazaki-mokuzai.or.jp

※本応募要領の内容等については、予告なく変更する場合がありますことをご了承ください。